【タカラ薬局 箱崎南】 施 設 基 準 ・ 調 剤 報 酬 点 数 一 覧 表

2026年 8 月 1 日時点

調剤技術料

調剤基本料		
調剤基本料３ハ	処方箋受付1回につき	37点
分割調剤（長期保存の困難性等）	1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降）	5点
〃 （後発医薬品の試用）	1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点
地域支援・医薬品供給対応体制加算１	医薬品の安定供給体制の確保、後発医薬品 調剤数量割合に応じて	27点
連携強化加算	災害や新興感染症発生時に地域において必要な役割が果たせる体制	5点
バイオ後続品調剤体制加算	バイオ後続品の積極的調剤の掲示、バイオ後続品の調剤	50点
電子的調剤情報連携体制整備加算(月1回)	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上	8点
薬剤調製料		
内服薬	1剤につき（3剤分まで）	24点
屯服薬	受付1回につき	21点
浸煎薬	1調剤につき（3調剤分まで）	190点
湯薬	1調剤につき（3調剤分まで）	7日分以下 190点 8日分以上 10点／1日分 29日分以上 400点
注射薬	受付1回につき	26点
外用薬	1調剤につき（3調剤分まで）	10点
内服用滴剤	1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算	1日につき ※注射薬のみ	
中心静脈栄養法用輸液	2以上の注射薬を混合	69点（15歳未満 237点）
抗悪性腫瘍剤	2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む）	79点（15歳未満 147点）
麻薬	麻薬を含む2以上の注射薬を混合（ 〃 ）または 原液を無菌的に充填	69点（15歳未満 137点）
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）	1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算（内服薬）	1調剤につき	
錠剤、丸剤、ｶﾌﾟｾﾙ剤、散剤、顆粒剤、ｴｷｽ剤	錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点
液剤		45点
自家製剤加算（屯服薬）	1調剤につき	
錠剤、丸剤、ｶﾌﾟｾﾙ剤、散剤、顆粒剤、ｴｷｽ剤		90点
液剤		45点
自家製剤加算（外用薬）	1調剤につき	
錠剤、ﾄﾛｰﾁ剤、軟・硬膏剤、ﾊﾟｯﾌﾟ剤、ﾘﾆﾒﾝﾄ剤、坐剤		90点
点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤		75点
液剤		45点
計量混合調剤加算	1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	
液剤		35点
散剤、顆粒剤		45点
軟・硬膏剤		80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）	時間外：終日休業日及びおおむね午前8時前及び午後6時以降	基礎額の100/100
	休日：日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日	基礎額の140/100
	深夜：午後10時から午前6時まで	基礎額の200/100
	※基礎額＝調剤基本料（加算含）＋薬剤調製料＋無菌製剤処理加算	
夜間・休日等加算	午後7時～午前8時（土曜は午後1時～午前8時）及び休日・深夜	40点

薬学管理料

調剤管理料	処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理	
① 内服薬	1剤につき、3剤分まで	27日分以下 10点 28日分以上 60点
② 内服薬以外		10点
調剤時残薬調整加算	7日分以上の残薬調整	在宅処方前提案反映・処方後日数変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
薬学的有害事象等防止加算	処方変更あり	在宅処方前提案反映・処方後処方変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
服薬管理指導料	処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導	
① 通常（②・③以外）	イ）3カ月以内の再調剤（手帳による薬剤情報提供を含む）	かかりつけ薬剤師・それ以外 45点
	ロ）3カ月以内の再調剤以外	かかりつけ薬剤師・それ以外 59点
② 介護老人福祉施設等入所者	ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで	45点
③ 情報通信機器を使用（オンライン）	イ）3カ月以内の再調剤（手帳による薬剤情報提供を含む）	45点
	ロ）在宅患者	59点
	ハ）在宅患者で患者の状態の急変等に伴い行った場合	59点
	ニ）イ・ロ・ハ以外	
麻薬管理指導加算	投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	22点
特定薬剤管理指導加算１	厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点 指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算２	抗悪性腫瘍剤の注射＆悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算３	イ）医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで	5点
	ロ）選定療養に係る選択・バイオ後続品の説明、対象薬の最初の処方時1回まで	10点
乳幼児服薬指導加算	6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算	医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算	吸入薬の処方患者（喘息、慢性閉塞性肺疾患、インフルエンザ）、6月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師フォローアップ加算	かかりつけ薬剤師による服薬期間中の患者フォロー、3月に1回まで	50点
かかりつけ薬剤師訪問加算	かかりつけ薬剤師が患家を訪問して残薬整理、服薬管理指導など、6月に1回まで	230点
服薬管理指導料（特例）	3カ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
外来服薬支援料１	月1回まで	185点
外来服薬支援料２	一包化支援、内服薬のみ	34点／7日分 43日分以上 240点
施設連携加算	入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援（月1回まで）	50点
服用薬剤調整支援料１	内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料２	複数の医療機関から内服薬６種類以上の患者に対して、 必要な研修を受けたかかりつけ薬剤師による、服用薬剤総合評価および処方医への調整提案	1,000点
	地域支援・医薬品供給対応体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで	

調剤後薬剤管理指導料	1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更 2) 慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	60点 60点
服薬情報等提供料１	保険医療機関からの求め、文書による情報提供(月1回まで)	30点
服薬情報等提供料２	薬剤師が必要性ありと判断、文書による情報提供(月1回まで) イ）保険医療機関、ロ）リフィル処方箋の調剤後、ハ）介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料３	保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料 ① 単一建物患者 1人 ② 単一建物患者 2～9人 ③ 単一建物患者 10人以上	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画 医師の指示に基づき患家を訪問し薬学的管理・指導を行った場合。	 650点 320点 290点
麻薬管理指導加算	投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①以外	在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応含む 計画的な訪問薬剤管理指導の対象外の疾患の急変時等に医師の求めにより、緊急に患家を訪問した場合	 500点 200点
麻薬管理指導加算	投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算	末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料	在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可(月2回まで)	700点
麻薬管理指導加算	投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
経管投薬支援料	経管投薬実施患者が簡易懸濁法開始時に支援を行った場合(初回のみ)	100点
在宅移行初期管理料	在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
訪問薬剤管理医師同時指導料	単一建物診療患者／居住者１人の場合、訪問診療医との同時訪問、6月に1回まで	150点
複数名薬剤管理指導訪問料	単一建物診療患者／居住者１人の場合、当該薬局職員との複数名訪問	300点
退院時共同指導料	入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ通話可	600点

薬剤料		
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
〃　（所定単位につき15円を超える場合）	〃	10円又はその端数を増すごとに1点

特定保険医療材料料		
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

その他		
項目	主な要件	点数
調剤ベースアップ評価料	地方厚生局への要届出、処方箋受付1回につき	4点（令和9年6月1日から 8点）
調剤物価対応料	処方箋受付時、3月に1回まで	1点（令和9年6月1日から 2点）

介護報酬

居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費 ① 単一建物居住者 1人 ② 単一建物居住者 2～9人 ③ 単一建物居住者 10人以上 ④情報通信機器を用いた服薬指導	《薬局の薬剤師の場合》 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が 必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで）	 518単位 379単位 342単位 46単位
麻薬管理指導加算		100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位

■　電子的調剤情報連携体制整備加算について

当薬局では以下の通り、医療DX推進緒体制を整備、及び活用して調剤を行っております。

（1）オンライン請求を行っています。

（2）オンライン資格確認を行う体制を有しています。

（3）薬剤師が電子資格確認を利用して取得した情報を、閲覧又は活用できる体制を有しています。

（4）マイナンバーカードの健康保険証利用について利用しやすい環境を整備しています。

（5）マイナ保険証について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示しています。

当薬局ではオンライン資格確認について、下記の整備を行っています。

・オンライン資格確認を行う体制を有しています

・薬剤情報・調剤結果などの情報を取得・活用して調剤を行います

マイナンバーカードの利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用にご協力をお願いいたします。

■　ジェネリック医薬品（後発医薬品）について

当薬局では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）について、患者さまが安心して服用できるよう、
安全性や経済性の観点から以下の項目を検討し、医薬品を選定しています。

（１）先発医薬品と比較して、同等性・有効性・安全税に関する情報開示が製薬会社から充分に行われている。
（２）品質管理が十分になされている
（３）主成分とは別に含まれる添加物の差による影響の有無
（４）飲みやすさ、使いやすさ、服用後（使用後）の感触
（５）製造された後発医薬品の安定供給が行われている
（６）販売後の安全性情報や副作用情報などの提供などの提供が速やかに行われている
（７）価格的に安価である

■　後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

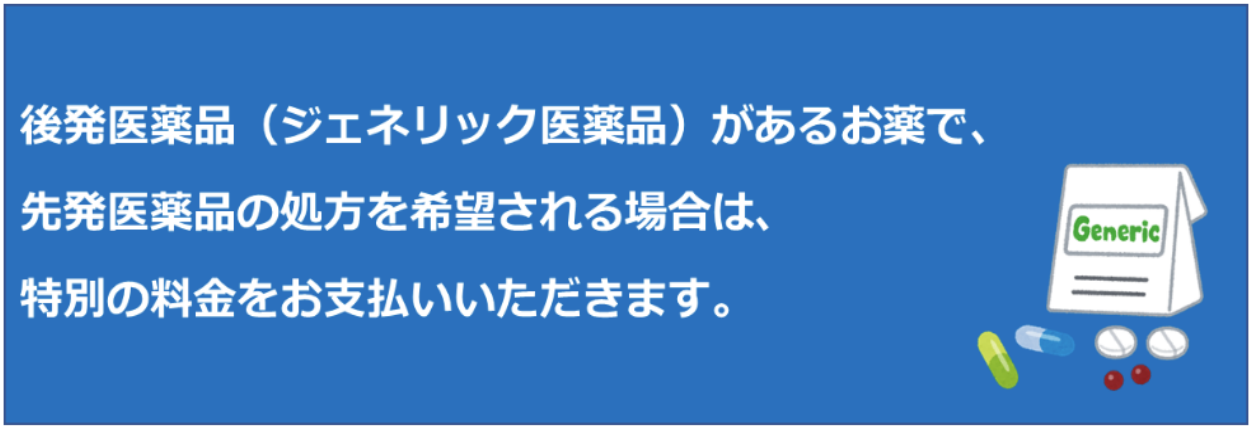

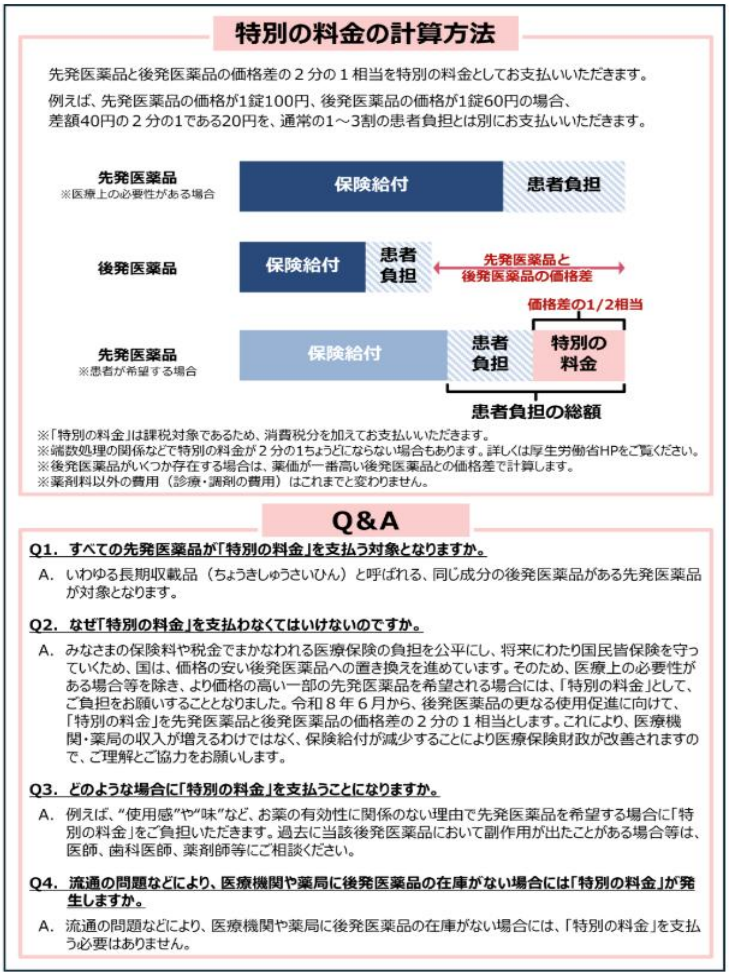

■「個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から
個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行致しております。
公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方につきましても、希望される方につきましては、
平成29年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。
なお、明細書には調剤した薬剤の名称や服用量等、個人情報にかかわる項目が記載されるものですので、
その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

■　個人情報保護方針について

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報の取扱に関する
基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っております。
当薬局における個人情報の利用目的は、次に挙げる事項です。

・当薬局における調剤サービスの提供
・医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握
・病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
・病院、診療所等からの紹介の回答
・患者様のご家族等への薬に関する説明
・医療保険事務（審査支払期間への調剤報酬明細書の提出、審査支払期間または保険者からの紹介への回答）
・調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
・当薬局内で行う症例研究
・当薬局内で行う薬学生への薬局事務実習
・外部監査期間への情報提供

■　連携強化加算について

当薬局では、以下の掲げる体制を整備し、連携強化加算を算定しており、第二種協定指定医療機関の指定を
受けております。
薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしております。要指導医薬品及び一般用医薬品並びに
検査キット（対外診断用医薬品）を販売しております。

・新型インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備について

ア　感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施

イ　個人防備具を備蓄

ウ　要指導医薬品及び一般用医療品の提供、感染症にかかる対外診断用医薬品（検査キット）の提供、
マスク等の感染症対応に必要な衛生材料の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症の発生
がないときから整備

・災害の発生時における体制の整備について

ア　災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施

イ　自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医療品の供給または調剤所の設置に係る
人材派遣等の協力を行う体制

ウ　地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみまたは当該保険薬局を含む
近隣の保険薬局と連携して、夜間・休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制